

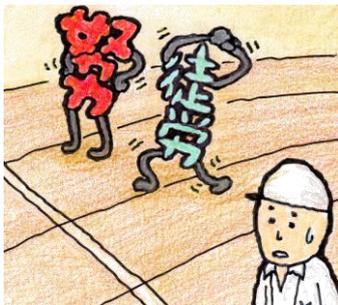
いつもお世話になります。気温が1度違えば物の売れ方が変わると言われるくらい、私たちの生活と天気は密接な関係にあります。春から初夏にかけてのこの時期は、平均気温が20℃でエアコン、23℃でビール、24℃で水着、30℃でかき氷が売れはじめるそうです。たしかに、そろそろビールの美味しい季節ですね。

365日が楽しくてたまらない!「商売のヒント」

今月の商売のヒント:【「努力」と「徒労」】

目標に向かって全力を尽くすことを「努力」と言います。その努力が無駄な骨折り損に終わると「徒労」になります。「目標達成」というスタート地点は同じなのに、どこで「努力」が「徒労」になってしまうのか。

その答えは「すでにスタート地点から」です。



つまり無駄な骨折りをする人は、努力しているつもりでも、実は最初から徒労だったのです。その原因は目標設定の甘さにあります。ダメな目標の典型例は「今月も頑張って売上拡大を目指しましょう!」。ただ闇雲に頑張っても現場は疲労するだけで、たとえ売上が上がったとしても一時的なこと。頑張った結果を出し続けるにはゴールが必要です。そこで数値というゴールを掲げるわけですが、「目標設定が甘い」とは「数値設定が甘い」とも言い替えられます。「前月対比 110%アップ」という目標設定をした場合、「110」という具体的な数値を掲げるのはいいとして、「110」の根拠は何か。先月の売上目標に対する達成率が 90%だったから、未達成の 10%を今月で挽回する。それもひとつの「根拠」かもしれませんが、根拠は明確でなければ意味がありません。明確な根拠とは、目標達成をイメージできるかどうかです。前月対比 110%アップを達成するイメージができれば、達成に向けた行動が具体化します。その行動を「努力」と呼びます。しかし、最初から達成のイメージが持てない行動であれば、スタート地点から「徒労」する羽目になってしまうのです。努力が徒労に終わらないためには、目標設定の段階で次の3つを抑えておくべきだろうと思います。

- (1) 具体的な数値
- (2) 数値に対する明確な根拠
- (3) 数値を達成するイメージが持てるかどうか

「無駄な努力などない」と言いますが、そもそも今の行動が「努力」かどうか、まずはそこから考えてみる必要がありますね。



トレンドを斬る!

お米を粉末状にした「米粉」が活躍の場を広げています。米粉を使ったロールケーキやシフォンケーキは、しっとりふわふわ

の食感で大人気。その食感を活かした米粉のラーメンやピザが次々と開発され、米粉のパンはコンビニにも登場し、売上を順調に伸ばしています。食料自給率の向上を目指す農水省は「米粉倶楽部」を立ち上げ、栄養面やレシピの側面などから米粉のアピールに力を入れています。日本の将来を担うのは、形はどうあれやはりお米と言えそうですね。



＊ ＊ ペットボトル症候群 ＊ ＊

ペットボトル症候群とはスポーツドリンク、清涼飲料水などを大量に飲み続けることによっておこる**急性の糖尿病**である。糖尿病性ケトアシドーシスの症状となった若い人達の多くがペットボトルで清涼飲料水を飲んでいたので「ペットボトル症候群(清涼飲料水ケトアシドーシス)」と名付けられた。

市販飲料の多くには、100ml あたり 10g (グラム) 程度とかなり多くの糖質が含まれている。スポーツドリンクにはたいして100mlに6g程度の糖分が含まれている。ペットボトル飲料の普及とその手軽さから、知らず知らずのうちに過剰な糖分を摂取することになる。20代から30代の若者に多い。これを普段水代わりにして飲んでいる場合、1日に2L程度飲むと仮定すれば120 - 200gもの糖分を摂ることになる(熱量にして470 - 780kcal)。

清涼飲料水を飲み続けるうちに、糖分の代謝を促すインスリンの供給が間に合わなくなり、高血糖状態となる。**血糖値が上昇すると喉が渇くため、更に清涼飲料水を飲み続けるという悪循環に陥る。**

人間が1日に必要とする炭水化物は総エネルギー必要量の50%から70%を目標にすべきとされる。

またWHO/FAOの2003年のレポートで、砂糖は総エネルギー必要量の10%未満にすべきだと勧告されている。



今日は何の日? 6/14

1942(昭和17)年のこの日、ユダヤ人の少女アンネ・フランクが日記を書き始めました。これがあの有名な「アンネの日記」の始まりです。この日記帳は彼女がアムス

テルダムの隠れ家に入る少し前、13歳の誕生日に父から贈られたものでした。



知っとこ! 「税務のマメ知識」

【固定資産税の節税にはこんな方法も!】

「固定資産税」は、誰もが耳にしたことのある税金の1つではないでしょうか。しかし、その計算方法や節税方法について詳しくご存知の方は少ないかもしれません。

節税方法のひとつに、住宅用地の軽減というものがあります。これは、住宅用地のうち住宅1戸につき200平米までの部分を「小規模住宅用地」といい、課税標準額が評価額の6分の1となる制度です。

例えば、住宅の建っていない200平米までの土地で、固定資産税が仮に30万円であった場合、そこに住宅を建てると住宅用地の軽減が適用され、固定資産税は5万円となります。



また、現在の住まいとは別に、先代から受け継いできた土地などがあり、更地の状態で何も利用されていないといったケースもあると思います。このようなときは、固定資産税の「一定の用途に使用される土地については非課税」という規定を利用する方法もあります。例えば、幼稚園などの園児の遊び場として無償で貸与することにより、非課税にするといった方法がそれです。しばらくの間、利用する予定がない土地であれば、そうすることによって社会貢献にもなりますし、また園児が楽しく遊ぶ姿も見られます。その上、高い固定資産税が非課税になるならば考えてみる余地はあるかもしれませんね。

探し物は「面倒くさい!」

月曜日、出勤のため車に乗ろうとドアのボタンを押してもなかなかドアが開かない。「…鍵が無い!」気付いた所までは良かったが、どこに置いたのか…。大抵の物には鈴をつけている。音でわかるからだ。しかし鈴を付け過ぎてどれの音だかわからなくなり、最近鈴を卒業したばかりだった。

探し物は時間の無駄である。最初から置く場所を決めていれば探すことはないと思っていても、行動に移すのは難しい。何事も日頃の小さな心がけが大切だと痛感した。

税理士法人 中央総合会計

【本店】〒070-0037

旭川市7条通13丁目59番地4

TEL:0166-25-4131 FAX:0166-25-4132

【分室】〒070-0036

旭川市6条通8丁目37番地22 TR6・8ビル4F

TEL:0166-23-0010 FAX:0166-23-7543